

令和8年度適正取引・価格転嫁推進業務委託 業務仕様書

1 目的

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇が長期化する中、地域の経済や雇用を支える県内中小企業・小規模企業(以下「県内中小企業等」という。)が、持続的に発展していくためには、収益力を向上することが重要であり、その実現に向けては、適正取引・価格転嫁の推進が必要である。

一方で、11月に中小企業庁が公表した価格転嫁に関する調査結果では、県内中小企業等がコスト上昇分のうち価格に転嫁できている割合は52.6%にとどまっている。労務費やエネルギーコストの上昇分を十分に転嫁できていないこと等が原因と考えられ、更なる取組が必要となっている。

本事業では、取引適正化に関するフォーラムやセミナーを開催することで、より一層、適正取引・価格転嫁の機運を醸成し、県内中小企業等が自ら価格交渉に取り組み、収益力を向上させることを目的とする。

2 業務名称

令和8年度適正取引・価格転嫁推進業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

4 業務概要

(1) 業務内容

① 適正取引・価格転嫁をテーマとしたセミナーの開催

ア 開催回数・時期：

回数は2回。時期は県と協議して決定すること。12月末日までに実施することとし、開催日の間隔は1か月以上確保すること。

イ 開催時間：

それぞれ2時間以上の開催とし、県と協議して決定すること。

ウ 開催場所：

北勢地域、中南勢地域でそれぞれ1回ずつ開催すること。定員30名以上の適当な施設を提案し、県と協議して決定すること。なお、開催場所の順番は問わない。

エ 開催方法：

対面とオンラインのハイブリッド方式により開催すること。開催に必要となる機材やシステム環境は受託者の責任により準備し、会場使用料等の一切の費用は、委託料に含めること。

オ 開催内容：

適正取引・価格転嫁を促進する内容を提案し、県と協議して決定すること。

それぞれ異なる内容とし、県内中小企業等が適正取引・価格転嫁に取り組むにあたって参考となるような実務的な内容を盛り込んだものとする。

カ 講師の選任：

オの開催内容を実施できる能力を有する人物を複数人提示し、県と協議して決定すること。

キ 対象者：

県内企業、支援機関など

ク アンケート：

参加者を対象にアンケートを実施すること。設問にはセミナーの満足度に加えて、適正取引・価格転嫁の現状と課題等に関する設問も盛り込むこととし、県と協議して決定すること。

ケ 広報：

それぞれで 30 名以上の参加者数を目標とし、多くの参加者を促すための Web 広告やチラシの作成など、必要な広報を提案・実施すること。

コ その他：

セミナーの開催に係る会場設営、受付、全体進行、配布資料・進行資料の作成、アンケートの作成・回収等、開催に係る一切の業務を行うこと。

② 適正取引・価格転嫁をテーマとしたフォーラムの開催

ア 開催回数・時期：

回数は 1 回。時期は 2 月上旬までに実施することとし、詳細は県と協議して決定すること。

イ 開催時間：

2 時間以上の開催とし、県と協議して決定すること。

ウ 開催場所：

津市周辺で定員 100 名以上の適当な施設を提案し、県と協議して決定すること。

エ 開催方法：

対面とオンラインのハイブリッド方式により開催すること。開催に必要となる機材やシステム環境は受託者の責任により準備し、会場使用料等の一切の費用は、委託料に含めること。

オ 開催内容：

「適正な取引と価格転嫁を促進し、地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を発出した 14 機関（※）と連携し、適正取引・価格転嫁を普及啓発する内容を提案し、県と協議して決定すること。

先進企業（2 社以上）からの成功事例の発表を盛り込むこと。

（※）三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会、三重県中小企業家同友会、日本労働組合総連合会三重県連合会、一般社団法人三重県銀行協会、三重県信用金庫協会、三重県信用保証協会、公益財団法人三重県産業支援センター、経済産業省中部経済産業局、財務省東海財務局津財務事務所、厚生労働省三重労働局、国土交通省中部運輸局三重運輸支局

カ 講師の選任：

オの開催内容を実施できる能力を有する人物を複数人提示し、県と協議して決定すること。

先進企業は、県内中小企業等が参考にできる規模・業種・取組を行っている企業とすること。

キ 対象者：

県内企業、支援機関など

ク アンケート：

参加者を対象にアンケートを実施すること。設問にはフォーラムの満足度に加えて、適正取引・価格転嫁の現状と課題等に関する設問も盛り込むこととし、県と協議して決定すること。

ケ 広報：

100 名以上の参加者数を目標とし、多くの参加者を促すための Web 広告やチラシの作成など、必要な広報を提案・実施すること。

コ その他：

フォーラムの開催に係る会場設営、受付、全体進行、配布資料・進行資料の作成、アンケートの作成・回収等、開催に係る一切の業務を行うこと。

③ その他

①②にかかる一連の管理事務を実施すること。

業務の実施状況について、県の求めに応じて、都度、打ち合わせ等で情報共有すること。なお、打ち合わせごとに議事録を作成し、速やかに県に提出すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4 両面）1 部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

a 「3 業務の内容」の実施内容

b 上記の他、三重県が指示したもの

イ 提出期限

履行期限である令和 9 年 3 月 26 日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条、第 180 条及び第 184 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業・サービス産業振興班

担当：勝野、安藤

電話：059-224-2534 電子メール：chusho@pref.mie.lg.jp